金融サービスのためのサービスに係る国内規制に関する代替的な規律

適用範囲

1　この規律は、加盟国による措置であって、サービスの貿易に関する一般協定（以下「協定」という。）の金融サービスに関する附属書において定義される金融サービスの貿易に影響を及ぼす免許要件及び免許の審査に係る手続並びに資格要件及び資格の審査に係る手続に関連するものについて適用する。

2　この規律は、協定第十六条又は第十七条の規定に従って加盟国の約束表に定める制限又は条件については、適用しない。

3　この規律の適用上、「許可」とは、サービスの提供を認めることであって、申請者が免許要件又は資格要件を満たすことを証明するために従わなければならない手続によって得られるものをいう。

申請の日程

4　加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、自国の権限のある当局が実行可能な範囲内で年間を通じていつでも申請の提出を認めることを確保する（注）。加盟国は、申請のための特定の期間が存在する場合には、当該申請を提出するための合理的な期間を自国の権限のある当局が与えることを確保する。

注　当該権限のある当局は、公式な執務時間及び執務日のほかに当該申請の検討を開始することを要求されない。

電子的申請及び写しの受理

5　加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、自国の権限のある当局が次のことを行うことを確保する。

(a)　当該権限のある当局の競合する優先事項及び資源の制約を考慮しつつ、電子的様式による申請を受理するよう努めること。

(b)　当該権限のある当局が当該許可に係る手続の信頼性を保護するために原本を要求する場合を除くほか、加盟国の国内法令に従って認証された文書の写しを原本に代えて受理すること。

申請の審査

6　加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、自国の権限のある当局が次のことを行うことを確保する。

(a)　実行可能な範囲内で、申請の審査のための指標となる日程を提供すること。

(b)　申請者の要請に応じ、申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供すること。

(c)　実行可能な範囲内で、加盟国の国内法令に従って審査を行うに当たり申請に不備がないことを不当に遅滞することなく確認すること。

(d)　加盟国の国内法令に従って審査を行うに当たり申請に不備がないと認めるとき（注）は、当該申請が提出された後合理的な期間内に次のことを確保すること。

注　当該権限のある当局は、当該申請が「審査を行うに当たり不備がない」と認めるために、全ての情報が所定の様式により提出されることを要求することができる。

(i)　当該申請の審査を完了すること。

(ii)　申請者に対し、当該申請に関する決定を可能な範囲内で書面（注1）により通知すること（注2）。

注1　「書面」には、電子的形式によるものを含めることができる。

注2　当該権限のある当局は、当該申請が提出された日から特定の期間が経過した後回答がないことが当該申請の受理又は拒否を示す旨を当該申請者に対して書面により事前に通知すること（公表された措置を通じて通知することを含む。）によって、この要件を満たすことができる。

(e)　加盟国の国内法令に従って審査を行うに当たり申請に不備があると認めるときは、実行可能な範囲内で、合理的な期間内に次のことを行うこと。ただし、次のことがいずれも実行可能でない場合において、当該申請を不備によって拒否するときは、加盟国は、当該権限のある当局が合理的な期間内に申請者に対してその旨を通知することを確保する。

(i)　当該申請者に対し、当該申請に不備がある旨を通知すること。

(ii)　当該申請者の要請に応じ、当該申請を不備がないものとするために必要とされる追加的な情報を特定し、又は当該申請に不備があると認める理由に関する判断の基準を提供すること。

(iii)　当該申請者に対し、当該申請を不備がないものとするために必要とされる追加的な情報を提供するための機会（注）を与えること。

注　当該機会は、当該権限のある当局に対して期限の延長を認めることを要求するものではない。

(f)　申請を拒否するときは、実行可能な範囲内で、当該権限のある当局の発意又は申請者の要請のいずれかにより、当該申請者に対し、拒否した理由及び該当するときは当該申請の再提出のための手続について通知すること。申請者は、過去に申請が拒否されたことのみを理由として、別の申請（注）を提出することを妨げられるべきではない。

注　当該権限のある当局は、当該申請の内容が修正されたものであることを要求することができる。

7　加盟国の権限のある当局は、許可を与えた場合には、不当に遅滞することなく、適用される条件に従い当該許可の効力が生ずることを確保する（注）。

注　当該権限のある当局は、その権限の範囲外にある事由による遅滞について責任を負わない。

手数料

8　加盟国は、自国の権限のある当局が、その徴収する許可に係る手数料（注）に関し、申請者に対し、手数料の表又は手数料の額がどのように決定されるかについての情報を提供することを確保する。

注　許可に係る手数料には、天然資源の利用料、特許の付与のための支払であってオークション、入札その他の差別的でない手段によるもの及びユニバーサル・サービスの提供のための強制的な負担を含まない。

資格の評価

9　加盟国は、サービスの提供に係る許可につき試験を要求する場合には、自国の権限のある当局が、合理的な頻度の期間ごとに当該試験を行い、及び申請者が当該試験の受験を申請することができるようにするための合理的な期間を与えることを確保する。加盟国は、費用、行政上の負担及び関係する手続の信頼性を考慮して、当該試験の受験の電子的様式による申請を受理し、及び実行可能な範囲内で当該試験の手続に係るその他の事項について電子的手段の利用を考慮するよう奨励される。

独立性

10　加盟国は、サービスの提供に係る許可に関連する措置を採用し、又は維持する場合には、自国の権限のある当局が、許可が必要なサービスを提供する者から独立した態様で、決定を行い、かつ、当該決定を実施することを確保する（注）。

注　この10の規定は、特定の行政上の機構を義務付けるものではなく、意思決定の過程及び決定の実施に関するものである。

公表及び利用可能な情報

11　加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、協定第三条並びに6及び8の規定を適用するほか、サービス提供者又はサービスを提供しようとする者が当該許可を取得し、維持し、修正し、及び更新するための要件及び手続に従うために必要な情報を速やかに公表し（注）、又は書面により公に利用可能なものとする。当該情報には、存在する場合には、特に、次のものを含める。

注　この規律の適用上、「公表する」とは、官報その他の公の出版物又は公式ウェブサイトに掲載することをいう。加盟国は、電子的な公表を単一の窓口に統合するよう奨励される。

(a)　当該要件及び手続

(b)　関連する自国の権限のある当局の連絡先の情報

(c)　申請に関する決定に係る不服申立て又は審査の請求のための手続

(d)　免許又は資格の条件に従うことを監視し、又は確保するための手続

(e)　公衆の関与のための機会（聴聞又は意見の提出を通じたものを含む。）